## 鳥取県告示第667号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	所在地	<b>有</b> 是平月日	サービスの種類
有限会社いちむら	介護ステーション	鳥取市上原923-20	平成21年10月29日	訪問介護
	ほのか			
アースサポート株	アースサポート株	鳥取市富安一丁目	平成21年11月1日	
式会社	式会社 鳥取在宅	113		IJ.
	サービスセンター			